



島根県報

平成26年3月28日（金）

号外第45号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【雑 報】

公営住宅法の規定による松江市営住宅及び共同施設の管理の実施	（建 築 住 宅 課）	2
公営住宅法の規定による益田市営住宅及び共同施設の管理の実施	（ ” ）	3
公営住宅法の規定による雲南市営住宅及び共同施設の管理の実施	（ ” ）	4

雑

報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、松江市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成26年 3 月 28 日

島根県住宅供給公社理事長 錦 織 厚 雄

- 1 松江市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

- 2 松江市に代わって住宅の管理を代行する市営住宅

市営下の原住宅外43住宅及び共同施設

- 3 松江市に代わって行う市営住宅の管理の内容

松江市営住宅条例（平成17年松江市条例第332号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条第2項及び第3項	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条第2項、第3項及び第4項各号列記以外の部分	入居の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条	入居の手續に関する事務
第12条	市営住宅の同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条第2項及び第3項	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去手續に関する事務
第42条第1項、第3項、第4項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第43条第1項及び第3項	市営住宅管理人に関する事務
第46条	市営住宅駐車場の許可に関する事務
第51条第1項各号列記以外の部分	市営住宅駐車場の取消しに関する事務

- 4 松江市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成26年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、益田市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成26年 3 月 28 日

島根県住宅供給公社理事長 錦 織 厚 雄

1 益田市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 益田市に代わって住宅の管理を代行する市営住宅

市営沖田住宅外33住宅及び共同施設

3 益田市に代わって行う市営住宅の管理の内容

(1) 益田市営住宅管理条例（平成9年益田市条例第21号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第3条	入居者の公募の方法に関する事務
第4条	公募の例外に関する事務
第7条	入居の申込み及び決定に関する事務
第8条第2項及び第4項	入居の選考に関する事務
第9条	入居補欠者決定に関する事務
第10条	入居の手續に関する事務
第11条	市営住宅の同居承認に関する事務
第12条	入居の承継に関する事務
第19条第2項及び第3項	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第23条	市営住宅不在届に関する事務
第25条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第26条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第30条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第32条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第33条第1項	入居期間の通算に関する事務
第34条	収入状況の報告の請求に関する事務
第39条第1項	市営住宅の退去手續に関する事務
第40条第1項、第3項、第4項、第5項 及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第53条第2項	市営住宅監理員に関する事務
第54条第1項	市営住宅立入検査に関する事務

(2) 市営住宅の駐車場の管理に関する事務

4 益田市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成26年 4 月 1 日から平成31年 3 月 31 日までの期間

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定により、雲南市に代わって市営住宅及び共同施設を次のとおり管理することとしたので、同条第2項の規定により公告する。

平成26年 3 月28日

島根県住宅供給公社理事長 錦 織 厚 雄

1 雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を代行する地方住宅供給公社の名称

島根県住宅供給公社

2 雲南市に代わって住宅の管理を代行する市営住宅

市営西の宮団地外24住宅及び共同施設

3 雲南市に代わって行う市営住宅の管理の内容

(1) 雲南市営住宅条例（平成16年雲南市条例第283号）に規定する事務のうち次に掲げるもの

条 項	事 務 の 内 容
第4条	入居者の公募の方法に関する事務
第5条	公募の例外に関する事務
第8条第2項及び第3項	入居の申込み及び決定に関する事務
第9条第2項、第3項、第4項及び第5項各号列記以外の部分	入居者の選考に関する事務
第10条	入居補欠者決定に関する事務
第11条第2項、第3項、第4項、第5項及び第6項	入居の手續に関する事務
第12条	市営住宅の同居承認に関する事務
第13条	入居の承継に関する事務
第21条第2項及び第3項	市営住宅等の修繕費用の負担に関する事務
第27条	市営住宅の他用途併用承認に関する事務
第28条	市営住宅の模様替（増築）承認に関する事務
第32条第1項及び第4項	高額所得者に対する明渡し請求に関する事務
第34条	収入超過者に対する他の住宅のあっせんに関する事務
第35条第1項	入居期間の通算に関する事務
第36条	収入状況の報告の請求に関する事務
第41条第1項	市営住宅の退去手續に関する事務
第42条第1項、第3項、第4項、第5項及び第6項	市営住宅の明渡し請求に関する事務
第43条第1項及び第3項	市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関する事務
第44条	市営住宅立入検査に関する事務

(2) 市営住宅の駐車場の管理に関する事務

4 雲南市に代わって市営住宅及び共同施設の管理を行う期間

平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月 31 日までの期間